

## 令和7年度災害応急対策活動等に関する基本協定募集要領における 令和6年度からの**主な変更点**について

### 1. 災害応急対策活動等（工事）に関する基本協定募集要領

【変更1】協定期間を2ヶ年に変更しています。

【変更2】中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争参加資格に係る応募資格と申請書作成について変更していますのでご注意ください。

【変更3】基本協定募集に係る申請資料及び質問の提出について、メール提出が追加になっています。また、質問に対する回答の閲覧方法について変更がありますのでご注意ください。

#### 【変更1 該当箇所(1)】

##### 1. 協定概要

(4) 協定期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (2ヶ年)

#### 【変更2 該当箇所(1)】

##### 基本協定締結説明書

##### 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

(2) 中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望工事を「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」として申請していること。なお、令和7・8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をインターネットにより行っている場合は「令和7・8年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾空港関係）希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合は提出した申請書（様式①-1、様式①-2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、令和7年4月1日までに令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木関係】 : 「一般土木工事」又は「維持修繕工事」

【機械設備関係】 : 「機械設備工事」

【電気通信設備関係】 : 「電気設備工事」又は「通信設備工事」

(6) 平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した次の工事又は点検整備の施工(履行)実績を有すること。

【土木関係】

鳥取河川国道事務所が発注した工事の施工実績を有すること。

【機械設備関係・電気通信設備関係】

中国地方整備局(各事務所等含む)が発注した対象設備の工事の施工実績又は点検整備の履行実績を有すること。

### 【変更3 該当箇所(1)】

#### 4. 担当部局

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 施設管理課(担当:専門調査官)

E-Mail [cgr-725281@cgr.mlit.go.jp](mailto:cgr-725281@cgr.mlit.go.jp)

TEL 0857-29-1984 (ダイヤルイン)

### 【変更2 該当箇所(2)】

#### 基本協定締結説明書

#### 5. 応募資格の確認等

##### (1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

②令和7・8年度の一般競争参加資格に係る書類(本説明書2.(2))

中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」、「電気設備工事」又は「通信設備工事」)の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

### 【変更3 該当箇所(2)】

#### 基本協定締結説明書

#### 5. 応募資格の確認等

##### (2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

①提出方法:申請書(追加資料を含む)の提出は、電子メール(1回の送付につき20MB未満)又は持参若しくは郵送(書留に限る。②の期限までに必着のこと)とします。

②受付期間:令和7年1月16日(木)から令和7年2月14日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

③提出場所:4.に同じ。

##### (3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

①提出方法：書面を電子メール又は持参若しくは郵送により提出して下さい。~~FAXでも可~~FAXは不可。

※見え消し部分は令和7年度募集要領の本文から削除されています

②受領期間：令和7年1月16日（木）から令和7年2月6日（木）までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

③提出場所：4. に同じ。

(4) 質問に対する回答

(3)の質問に対する回答書は、鳥取河川国道事務所のホームページ(防災情報)に掲載します。

①期 間：質問を受理してから適宜掲載。

②場 所：<https://www.ogr.mlit.go.jp/tottori/bousai/> [災害協定(令和7年度) 質問回答]

## 2. 災害応急対策活動等（調査・測量等）に関する基本協定募集要領

【変更1】協定期間を2ヶ年に変更しています。

【変更2】中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争参加資格に係る応募資格と申請書作成について変更していますのでご注意ください。

【変更3】基本協定募集に係る申請資料及び質問の提出について、メール提出が追加になっています。また、質問に対する回答の閲覧方法について変更がありますのでご注意ください。

### 【変更1 該当箇所(1)】

#### 1. 協定概要

(4) 協定期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (2ヶ年)

### 【変更2 該当箇所(1)】

#### 基本協定締結説明書

#### 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

(2) 中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」として申請していること。なお、令和7・8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をインターネットにより行っている場合は「令和7・8年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（測量・建設コンサル

タント等業務)」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

また、申請を郵送により行っている場合は提出した申請書（様式①－１）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。

ただし、令和 7 年 4 月 1 日までに令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。

各活動において必要な認定資格は次のとおりとする。

【土木設計関係】：「土木関係建設コンサルタント業務」

【測量関係】：「測量業務」

【地質調査関係】：「地質調査業務」

- (6) 鳥取河川国道事務所又は鳥取県が発注し、平成 26 年度以降公募開始日までに完了した業務の実績があること。なお、「土木関係コンサルタント業務」を希望する者は土木関係コンサルタント業務の実績、「測量業務」を希望する者は測量業務の実績、「地質調査業務」を希望する者は地質調査業務の実績があること。
- (8) (7) の基準を満たす技術者及び、~~本活動の実務を担当する技術員~~が在籍する本店、支店又は営業所が中国地方整備局管内にあること。

※見え消し部分は令和 7 年度募集要領の本文から削除されています

### 【変更 3 該当箇所(1)】

#### 4. 担当部局

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町 4 丁目 400 番地

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 施設管理課（担当：専門調査官）

E-Mail [cgr-725281@cgr.mlit.go.jp](mailto:cgr-725281@cgr.mlit.go.jp)

TEL 0857-29-1984（ダイヤルイン）

### 【変更 2 該当箇所(2)】

#### 基本協定締結説明書

#### 5. 応募資格の確認等

##### (1) 申請書の作成

基本協定の締結を希望される方は、下記資料を作成し提出願います。

##### ②令和 7・8 年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書 2. (2)）

中国地方整備局における令和 7・8 年度の一般競争（指名競争）参加資格申請書（「土木関係建設コンサルタント業務」、「測量業務」又は「地質調査業務」）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

##### ③過去の業務実績【別記様式 2】

※平成26年度以降において、鳥取河川国道事務所又は鳥取県が発注した業務の受注実績について記載願います。

### 【変更3 該当箇所(2)】

#### 基本協定締結説明書

#### 5. 応募資格の確認等

##### (2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出願います。

- ①提出方法：申請書（追加資料を含む）の提出は、**電子メール（1回の送付につき20MB未満）又は持参若しくは郵送（書留に限る。②の期限までに必着のこと）**とします。
- ②受付期間：**令和7年1月16日（木）から令和7年2月14日（金）**までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ③提出場所：4. に同じ。

##### (3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がありましたら、書面（様式は自由）により提出願います。

- ①提出方法：書面を**電子メール又は持参若しくは郵送により提出して下さい。FAXでも可FAXは不可。**

※見え消し部分は令和7年度募集要領の本文から削除されています

- ②受領期間：**令和7年1月16日（木）から令和7年2月6日（木）**までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。
- ③提出場所：4. に同じ。

##### (4) 質問に対する回答

(3)の質問に対する回答書は、**鳥取河川国道事務所のホームページ(防災情報)に掲載します。**

- ①期 間：**質問を受理してから適宜掲載。**
- ②場 所：**<https://www.ogr.mlit.go.jp/tottori/bousai/> [災害協定(令和7年度) 質問回答]**

### 3. 災害応急対策活動等（災害対策用機械等の運送及び運転操作業務）に関する基本協定募集要領

【変更1】協定期間を2ヶ年に変更しています。

【変更2】中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争参加資格に係る応募資格と申請書作成について変更していますのでご注意ください。

【変更3】基本協定募集に係る申請資料及び質問の提出について、メール提出が追加になっています。また、質問に対する回答の閲覧方法について変更がありますのでご

注意ください。

### 【変更1 該当箇所(1)】

#### 1. 協定概要

(4) 協定期間 令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日 (2ヶ年)

### 【変更2 該当箇所(1)】

#### 基本協定締結説明書

#### 2. 応募資格

応募資格は、以下のとおりとします。

- (2) 中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望工事を「一般土木工事」、「維持修繕工事」、「機械設備工事」として申請していること。なお、令和7・8年度に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請をインターネットにより行っている場合は「令和7・8年度受付票」「一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（建設工事）」「国土交通省地方整備局等（道路・河川・官庁営繕・公園関係、港湾空港関係）希望工事」を出力した写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。また、申請を郵送により行っている場合は提出した申請書（様式①-1、様式①-2）の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出すること。ただし、令和7年4月1日までに令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の認定を単体で受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、中国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること）。
- (4) 基本協定参加資格確認申請書（添付資料を含む）（以下、「申請書」という）の提出期限の日までの期間に、中国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (6) 平成21年4月1日以降に元請けとして完成・引き渡し完了した鳥取河川国道事務所発注の工事又は点検整備の施工（履行）実績があること。

### 【変更3 該当箇所(1)】

#### 4. 担当部局

〒680-0803 鳥取県鳥取市田園町4丁目400番地

国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 防災課（担当：専門調査官）

E-Mail [cgr-725281@cgr.mlit.go.jp](mailto:cgr-725281@cgr.mlit.go.jp)

TEL 0857-29-1984（ダイヤルイン）

### 【変更2 該当箇所(2)】

## 5. 応募資格の確認等

### (1) 申請書の作成

基本協定締結希望者は、下記資料を作成し提出をお願いします。

②令和7・8年度の一般競争参加資格に係る書類（本説明書2.(2))

中国地方整備局における令和7・8年度の一般競争(指名競争)参加資格申請書(「一般土木工事」、「維持修繕工事」又は「機械設備工事」)の写しを基本協定参加資格確認申請書に添付して提出願います。

## 【変更3該当箇所(2)】

## 5. 応募資格の確認等

### (2) 申請書の提出

申請書については、以下のとおり提出してください。

①提出方法：申請書(追加資料を含む)の提出は、電子メール(1回の送付につき20MB未満)又は持参若しくは郵送(書留に限る。②の期限に必着のこと)とします。

②受付期間：令和7年1月16日(木)から令和7年2月14日(金)までの休日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

③提出場所：4.に同じ。

### (3) 申請書作成等に対する質問

申請書の作成等にあたり質問がある場合は、書面(様式は自由)により提出してください。

①提出方法：書面を電子メール又は持参若しくは郵送により提出して下さい。FAXでも可FAXは不可。

※見え消し部分は令和7年度募集要領の本文から削除されています

②受領期間：令和7年1月16日(木)から令和7年2月6日(木)までの休日を除く毎日9時00分から17時00分まで。

③提出場所：4.に同じ。

### (4) 質問に対する回答

(3)の質問に対する回答書は、鳥取河川国道事務所のホームページ(防災情報)に掲載します。

①期 間：質問を受理してから適宜掲載。

②場 所：<https://www.cgr.mlit.go.jp/tottori/bousai/> [災害協定(令和7年度) 質問回答]